

補助金の種類	補助金の内容	対象工場・補助の要件
工業振興奨励金 (工場の新設等)	固定資産税相当額を3-5年間交付	工場等の新設(移転又は増改築を含む)をする者で、下記のいずれかに該当するもの ①当該年度の固定資産税相当額の増税額が300万円以上であるもの ②小山東部第二工業団地・テクノパーク小山南部に最初に立地する工場等で、用地の取得の日から5年以内に操業を開始するもの
工業振興資金融資 (工場の新設等)	総事業費の95%又は1億5千万円のいずれか少ない額を融 ・償還期間15年以内 ・2年以内の据置期間を設けることが可能	工場等の新設(移転又は増改築を含む)をする者で、下記のいずれか該当するもの ①中小企業者(中小企業法第2条に規定するもの) ②市長が特に認めるもの
土地取得助成金 (工業団地の土地取得)	用地取得価格の15%を助成(上限2億円)	市等が分譲する工業団地の工業用地を団地の施行者から取得し工場等の新設等をする者で、用地の取得日から5年以内に操業を開始したもの
企業立地雇用促進奨励金 (人に対する助成)	正社員1名につき25万円を交付(限度額2,500万円)	工場等の新設、増設により事業を開始する者で、事業開始日の前後6ヶ月に小山市に住所を有する者を正社員として新規雇用又は他の事業所から転属した事業者で下記のすべてに該当するもの ①投下固定資産額が5,000万円以上(中小企業の場合2,500万円以上) ②事業の開始日から起算して1年を経過した日において、新規雇用者又は転属者を10名以上(中小企業者に当たっては5名以上)雇用していること ③小山市雇用促進奨励金の交付を受けていないこと
土地取得奨励金 (民間工業用地の土地取得)	工業用地の取得に対する不動産取得税相当額を交付(限度額1,000万円)	民間所有の工業用地を取得し、同時に工場等を取得、新築、増設した者で下記のすべてに該当するもの ①工業用地の取得面積が1,000㎡以上であること ②用地の取得の日から3年以内に操業を開始すること

<p>借地借家奨励金 (工場等の賃借)</p>	<p>年間賃借料の10/100を翌年度より 3年間交付 ただし、仲介手数料、登記手数料、敷 金、権利金等を含めない (限度額500万円)</p>	<p>市内の工業用地又は工場等を賃借(転賃借を除く)し、工場等を操 業した者で、下記の全てに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工業用地においては、借地面積3,000㎡以上、工場等において は、延床面積が1,000㎡以上であること ②賃借の日から2年以内に操業を開始すること ③グループ企業(親会社、子会社、関連会社等)間での賃借でない こと ④賃貸者と賃借者が資本提携していないこと ⑤賃貸借期間が10年以上であること
<p>信用保証料補助金</p>	<p>融資額のうち、5,000万円までの信 用保証料相当額を交付 (売買契約後、最初に操業開始するま での間に1回限り)</p>	<p>工場等の新設等をする者で、小山市工業振興条例の規定による融 資を受け、下記の全てに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①栃木県信用保証協会の保証を受けて金融機関から融資を受け た者 ②立地する工場等が当該工業用地に最初に立地する工場等であ ること ③取得面積が1,000㎡以上であること ④用地取得の日から3年以内に操業を開始すること ⑤市税を滞納していない者であること
<p>企業立地勤労者 福利厚生奨励金</p>	<p>入会金及び2年分の会費</p>	<p>工場等を新設する者で、下記の全てに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工場等に勤務する従業員が事業開始日から2年以内に一般財 団法人小山市勤労者共済サービスセンターの会員となり、かつ、そ の入会金又は年会費を交付対象企業が支払ったとき ②市税を滞納していないこと